

各所属所長 様

一般財団法人愛媛県教職員互助会
理事長 仙波 純子
(公印省略)

貸付金利息の引き下げについて

令和 4 年 3 月 23 日開催の理事会で「一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程」の一部が改正され、互助会貸付事業に係る貸付金利息が引き下げられますので、会員の皆様に御周知の程よろしく申し上げます。

記

- 1 改正事項 貸付金利息の引下げ
改正前 年利 0.96% (月利 0.08%)
改正後 年利 0.84% (月利 0.07%)
- 2 適用 一般貸付け、結婚貸付け及び特別貸付け（住宅取得貸付け・災害復旧貸付け）の新規及び現在償還中の貸付けに対して改正後の利息を適用する。
- 3 施行 令和 4 年 4 月 1 日
- 4 その他 育児休業で償還猶予中の場合、猶予期間中における令和 4 年 3 月 31 日以前の期間に係る利息については変更前の月利 0.08% で算出することとなります。

※現在貸付け償還中の会員に対して、利息変更後の貸付け台帳の写しを同封しております。該当者にお渡しください。

○一般財団法人愛媛県教職員互助会給付及び貸付規程抜粋

第 27 条 貸付金の利息は、1 月につき 0.48 パーセントとする。

附 則 (47.3.2)

- 1 省略
- 2 省略
- 3 貸付金の利息は、第 27 条の規定にかかわらず、令和 4 年 4 月 1 日から当分の間、1 月につき 0.07 パーセントとする。